

必ずお読みください

あんしんペット保険 重要事項説明書 契約概要

※2021年12月1日以降に補償が開始するご契約(更新契約を含む)

この「契約概要」は、ご契約のお申込みに際して、商品内容を正しくご理解いただくために重要な事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。この「契約概要」は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「普通保険約款・特約」に記載しておりますのでご確認ください。また、ご不明な点については募集代理店または当社までお問合せください。

商品(主契約)のしくみ

(1)商品の名称:ペット手術保険、ペット医療保険

(2)保険商品の特徴

この保険は、家庭で飼育されているペットの飼主を契約者または被保険者とし、ペットが傷病を被り、獣医師の治療または手術を受けた場合に、被保険者が負担する治療費用を約款に従い、当社が被保険者に保険金としてお支払いするものです。

補償内容

補償の開始日以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に日本国内の動物病院等で獣医師の治療または手術を受けたことにより、被保険者が負担した以下の対象になる治療費用にてん補割合を乗じた額をお支払いします。

【ペット手術保険】手術・手術と連続する入院

【ペット医療保険】手術・入院・通院

①「引受条件」表に記載のとおり、お支払保険金には支払限度額および免責金額があります。

②動物病院等に支払う費用でも、補償の対象となる治療費用に含まれないものがあります。

【治療費用に含まれない主な費用】

※注意喚起情報の「保険金が支払われない主な場合」もご確認ください。

1	予防のためのワクチン接種、マイクロチップの埋込
2	ペットの交配、妊娠、出産、早産、帝王切開、流産および人工流産、不妊手術、去勢
3	爪切り(狼爪の除去を含みます)、乳歯および歯牙に関する処置、歯石取り、断歯、断尾、美容整形手術、声帯の除去、停留睾丸、睫毛乱生、涙やけ、瞼ヘルニア、鼠怪ヘルニア、膝蓋骨脱臼、股関節形成不全症、レッグペルテス、てんかん、チエリーアイ、気管虚脱、不正咬合、肛門腺しづり
4	健康体に施された傷病予防のための投薬・注射・外科的手術その他の医療、検査処置およびそれらの処置
5	健康体に行われた検査後に症状原因または診断名が確定した場合のその検査(健康体を想定して行われた検査を含み、加療の効果を計るために治療の一環を構成する検査は含みません。)
6	入院中の食餌に該当しない食物または療法食ならびに獣医師が処方する医薬品以外のもの(健康補助食品、医薬品指定のない漢方薬、医薬部外品等)
7	中国医学(鍼・灸を除きます。)、インド医学、ハーブ療法、アロマセラピー、ホメオパシー、温泉療法、酸素療法等の代替医療または減感作療法
8	トリミング、トリミング用品、シャンプー、薬用シャンプーまたは医薬品シャンプーまたはイヤーカリーナー、ノミ・ダニの駆除または発生予防措置またはその薬品(動物病院内で治療時における処置に用いられるものを除きます。)
9	夜間・朝早等時間外診療(加算部分)、往診(加算部分)、予防目的のための初診(料)または再診(料)
10	ペットホテルまたは同様の施設での預かり・散歩
11	動物病院へ行かずに薬剤のみ配達される配達(料)またはこれらと同種のもの
12	保険金請求のための書面作成、郵便・電話等による通信
13	カウンセリング、相談または指導
14	安楽死、遺体処置または解剖検査
15	次に掲げる役務に従事されることにより生じたもの ①公式、非公式を問わず、競技(競技としての闘争行為を含みます。)、曲技・演技またはそれらのための訓練 ②狩猟または公的機関の捜査・救助等の補助またはそのための訓練
16	次に掲げる疾病およびこれらに起因する疾病 ①パルボウイルス感染症、ジステンパー感染症、犬パラインフルエンザ感染症、犬伝染性肝炎、伝染性咽頭気管支炎(アデノウイルス2型感染症)、コロナウイルス感染症、レプトスピラ感染症黄疸型、レプトスピラ感染症カニコーラ型、フィラリア感染症、狂犬病、犬ノミ・ダニ感染症 ②猫汎白血球減少症、猫カリシウイルス感染症、猫ウィルス性鼻気管炎(FVR)、猫白血病ウイルス感染症、猫免疫不全ウイルス感染症、猫ノミ・ダニ感染症 ③ワクチンが開発されていないウイルスによる疾病 ④遺伝子疾患および先天性異常 ⑤医療行為の補助者やトリマー等を養成する施設における教材

補償開始時期

補償開始時期は、傷害・疾病的内容によって異なります。

	初年度の契約時	更新時
ケガの場合	契約日から補償開始	更新日から 補償開始
病気などの場合	契約日を含めて30日経過後(31日目)から ※ガンの場合は60日経過後からとします。	

※詳細については、「普通保険約款・特約」をご確認ください。また、ご不明な点については募集代理店または当社までお問合せください。

付帯できる主な特約およびその概要

この保険に付帯できる主な特約は次のとおりです。詳細については、「普通保険約款・特約」をご確認ください。

【ペット賠償責任特約】

ペットの日本国内における行為に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して保険金を支払うものです。

保険期間と更新時の取扱い

保険期間は1年間です。保険期間の満了日の1ヵ月前までに更新を希望されない旨の意思表示がなく、更新後契約の保険料が払込まれた場合、満了日の翌日に保険契約は更新されます。なお、更新の際にはすべての契約を対象に更新審査を実施しています。更新審査はすべての契約の期間の病気の種類・程度および保険金の請求状況などをもとにいます。審査の結果、お引受条件の変更をご提示させていただく場合や、更新をお断りする場合等がありますので、あらかじめご了承ください。更新をお断りする場合等には満了日の2ヵ月前までにご通知いたします。

①更新契約には更新日におけるペットの年齢、普通保険約款、その他の規定および保険料率が適用されます。

②更新を希望されない場合、または更新時に契約内容を変更される場合は、保険期間満了日の1ヵ月前までに所定の用紙または当社が定める別の方によれば必ず当社へお申出ください。

引受条件

新規申込みおよび更新の際には、告知内容、既往歴および現病歴などにもとづき審査を行います。審査の結果、更新をお断りする場合や特定の疾病(注)や部位の治療費用を不担保とする条件付での契約となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。なお、お支払保険金には、プランごとに下表のとおり制限があります。(注)特定の疾病に起因する他の疾病を含みます。

主契約・特約	種類	てん補割合(補償割合)	保険期間中の支払限度額	免責金額(自己負担額)
Sプラン ペット手術保険	入院*1 手術	80%	手術1回あたり 50万円 (2回を限度)	14,000円*2
Mプラン ペット医療保険(M型)	通院 入院 手術			14,000円*2
eプラン ペット医療保険(M型)		70%	70万円	7,000円*2
Lプラン ペット医療保険(L型)				4,000円*2
ペット賠償責任特約			保険期間中の限度額500万円まで	補償

*1 手術と連続する入院(14日間まで)が補償の対象です。

*2 支払保険金の算定にあたっては、1回の治療費から上表記載の免責金額を差引きます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

*3 Lプラン(ペット医療保険(L型))の免責金額は2021年12月1日以降に補償が開始する契約(更新契約を含む)より適用となります。

【引受範囲】

- ・日本国内の家庭で愛玩動物として飼育されている犬または猫(興行用、闘犬用、賭犬、狩猟犬等は対象外)に限ります。
- ・責任開始日(契約日)時点での年齢が満11歳未満(10歳11ヵ月まで)の犬または猫(更新契約を除く)に限ります。
- ・補償の対象となる犬または猫の主たる飼主(所有、占有または管理する方)である記名被保険者は、日本国内に居住する個人に限ります。

【被保険者の範囲】

- この保険の被保険者はペットの飼主で保険証券の被保険者欄に記載されている方をいい、下記のア、イを含みます。また、この方が保険金を請求する権利を有しています。

ア、被保険者の保険金請求時における配偶者(内縁を含みます。)

イ、被保険者または配偶者と生計を共にする保険金請求時における同居の親族

ア、被保険者の配偶者

イ、被保険者の配偶者

ア、被保険者の配偶者

保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合、または引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きにもとづき契約条件の変更が行われた場合には、ご契約時にお約束した保険金、解約返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。引受保険会社が経営破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があります。この保険は、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、引受保険会社が経営破綻した場合には、保険金や解約返戻金は80%(ただし、破綻後3ヵ月以内に発生した保険事故による保険金は100%)まで補償されます。

個人情報の取扱いについて

1.この保険契約に関するお客様の情報を、適切な契約のお引受け、円滑な保険金のお支払い、付帯サービスのご提供のほか、次の目的のために業務上必要な範囲内で利用いたします。

- (1)当社の商品の販売・サービスの提供、保険契約の管理
- (2)当社の提携先企業の商品・サービスに関する情報の案内

2.当社は、「個人情報の保護に関する法律」その他法令等で認められた範囲内で、この保険契約に関するお客様の情報を第三者に提供することがあります。

3.次の(1)から(4)までの取扱いに限定して、当社はこの保険契約に関するお客様の情報を第三者および業務委託先に提供することができますので、ご同意のうえお申込みください。なお、ご同意いただけない場合は、この保険契約をお引受けすることはできません。

- (1)前記1.において、当社の提携先企業への提供

- (2)再保険契約の締結や再保険金の請求等のため、再保険会社への提供

- (3)保険制度の健全な運営を確保するため、また、不正な保険金請求を防止するため、次に掲げるとおり損害保険会社等(少額短期保険業者を含みます。)の間での確認・共用

- ・この保険契約に関する事項について一般社団法人日本損害保険協会に登録し、損害保険会社等の間で共用いたします。

- ・事故発生の際、この保険契約および保険金請求に関する事項について損害保険会社等の間で確認いたします。

※詳細につきましては一般社団法人日本損害保険協会のホームページ
(<https://www.sonpo.or.jp/>)をご覧ください。

- (4)利用目的の達成に必要な範囲内において、当社代理店を含む業務委託先への提供

4.ご契約のお引受けや管理、保険金支払いのご案内等のために、お客様の連絡先へSMS(ショートメッセージサービス)にて、ご連絡(配信)することができます。

5.当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス等につきましては、当社ホームページ(<https://www.rakuten-sonpo.co.jp/>)をご覧ください。

当社との間で問題を解決できない場合

(指定紛争解決機関)一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

当社は、保険業法にもとづく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。

TEL 0570-022808(有料)

○受付時間:平日午前9時15分~午後5時(土日・祝日および12/30~1/4は除きます。)

※ナビダイヤルでは、各電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんので、ご注意ください。

- ・携帯電話からも利用できます。

電話リレーサービス、IP電話からは 03-4332-5241 におかけください。

- ・おかげ間違いにご注意ください。

- ・詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/>)

※当社への苦情・相談の連絡先は「契約概要」をご参照ください。